

第 66 期



定時株主総会 招集ご通知

▶ 日 時

2025年5月22日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

▶ 場 所

埼玉県川越市新富町1-22
川越プリンスホテル 3階マリーゴールド
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

▶ 目 次

第66期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	25
連結計算書類	46
計算書類	63
監査報告書	74

株式会社 **ベルク**

証券コード：9974

招集ご通知

証券コード 9974
2025 年 5 月 7 日
(電子提供措置の開始日2025年 4 月25日)

株 主 各 位

埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番
株式会社 ベルク
代表取締役社長 原島 一誠

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り誠に有難うございます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第66期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.belc.jp/company/stock/shareholders>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月21日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

5頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において賛否をご入力ください。

敬 具

記

日 時	2025年5月22日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）				
場 所	川越プリンスホテル 3階 マリーゴールド（埼玉県川越市新富町1-22） （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）				
目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第66期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告の内容、 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第66期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役14名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第66期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告の内容、 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第66期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役14名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
報告事項	1. 第66期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告の内容、 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第66期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役14名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主様ご本人が会場にお越し願えない場合、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- 本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、下記ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<https://www.belc.jp/company>）

- 本株主総会終了後 1 ～ 2 週間後を目途に、株主様に本株主総会の模様を確認いただくことができるよう、オンデマンド配信（事後配信）を行います。

オンデマンド配信については、インターネット上の下記当社ウェブサイト「企業・IR情報」株主総会資料（招集通知等）ページよりご案内いたします。

当社ウェブサイト <https://www.belc.jp/company/stock/shareholders>



- ・ 事情によりオンデマンド配信ができなくなった場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・ 配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



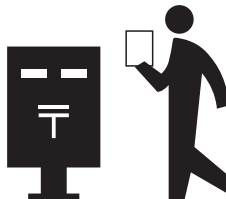
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年5月22日(木)
午前10時

詳細は末尾のご案内をご覧ください

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年5月21日(水)
午後6時到着分まで

インターネット



指定の議決権行使ウェブサイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2025年5月21日(水)
午後6時行使分まで

詳細は次頁をご覧ください

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年5月21日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使ウェブサイト自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、下記2. (2) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- (2) パソコンによる方法
 - ・議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第66期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

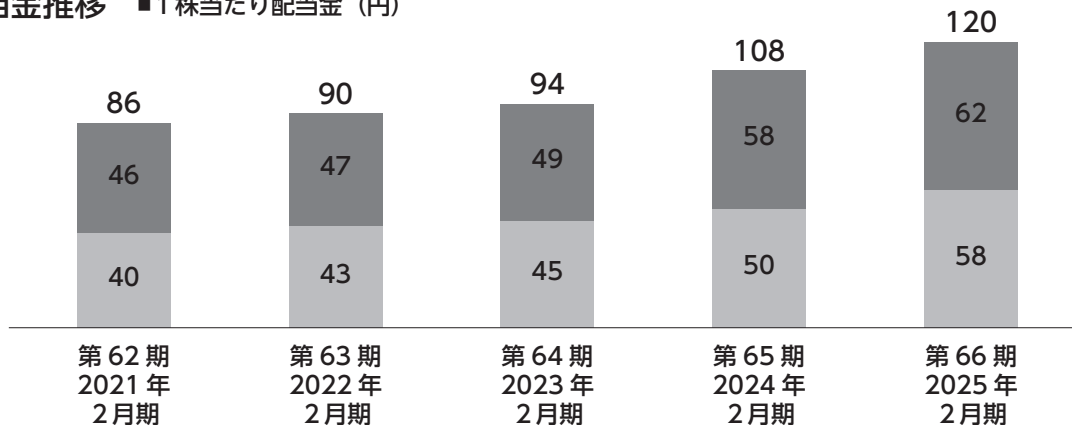
当社普通株式 1 株につき金62円 総額1,293,718,536円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1 株につき金120円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月23日

配当金推移 ■ 1 株当たり配当金 (円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を株主総会決議に加えて、取締役会決議によっても行うことが可能となるよう、変更案第53条（剰余金の配当等の決定機関）及び第54条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第53条（期末配当金）及び第54条（中間配当金）を削除するものであります。

(2) 上記変更に伴う字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(期末配当金)</u> 第53条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。	<削 除>
<u>(中間配当金)</u> 第54条 当社は、取締役会の決議によって毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。	<削 除>
<新 設>	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第53条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u>

現行定款	変更案
<新 設> (期末配当金等の除斥期間) 第55条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。	(剰余金の配当の基準日) 第54条 当会社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年2月末日とする。 2. 当会社の<u>中間配当の基準日</u>は、毎年8月31日とする。 3. 前2項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (配当金の除斥期間) 第55条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。 2. 未払の<u>配当金</u>には利息をつけない。

第3号議案 取締役14名選任の件

現任取締役14名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者の選任方針と手続

取締役候補者の選任については、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者を選任いたします。また、取締役会は、知識・経験・能力のバランス及び多様性を備えた人材で構成し、迅速な意思決定を推進する規模として適切な体制といたします。

当社では、取締役の指名及び報酬に関する取締役機能の客観性・透明性をより一層向上させることを目的に、過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会を設置しております。

取締役候補者の選任手続は、同委員会における審議・答申を経て、取締役会において選任理由の説明及び審議を行い、候補者を決定するとともに、選任理由を開示いたします。

候補者 番号		氏 名		現在の地位及び担当
1	再任 男性	はら しま 原 島	たもつ 保	取締役会長
2	再任 男性	はら しま 原 島	いつ せい 一 誠	代表取締役社長
3	再任 男性	うえ だ 上 田	ひで お 英 雄	専務取締役コンプライアンス室長兼財務経理部・業務サポート部・サステナビリティ広報室管掌兼法務担当
4	再任 男性	はら しま 原 島	よう いち ろう 陽一郎	専務取締役ロジスティクス統括部長兼グロサリー商品開発MD
5	再任 男性	おお すぎ 大 杉	よし ひろ 佳 弘	常務取締役人事教育部長
6	再任 男性	うえ だ 上 田	かん じ 寛 治	取締役開発統括部長
7	再任 男性	はら だ 原 田	ひろ ゆき 裕 幸	取締役システム改革部長
8	再任 男性	おお さく 大 作	みき お 幹 夫	取締役販売運営部長
9	新任 男性 社外 独立役員	しば た 柴 田	ゆう じ 祐 司	—
10	再任 女性 社外 独立役員	い ざわ 井 澤	きょう こ 京 子	社外取締役
11	再任 女性 社外 独立役員	うめ くに 梅 國	とも こ 智 子	社外取締役
12	再任 男性 社外 独立役員	さい とう 齊 藤	しゅう うち 修 一	社外取締役
13	再任 女性 社外 独立役員	おお にし 大 西	ち あき 千 晶	社外取締役
14	新任 女性 社外 独立役員	おう 王	れい 玲	—

候補者番号 1 はら しま 島 保 たもつ 再任 男性

生年月日	1957年 7 月 3 日生	所有する当社株式の数	499,020株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年 4 月 当社入社 1995年 2 月 当社販売部長 1995年 5 月 当社取締役販売部長 1997年 5 月 当社常務取締役販売部長 2001年 3 月 当社常務取締役商品本部長 2002年 5 月 当社専務取締役商品本部長 2006年 5 月 当社専務取締役管理本部長 2014年 5 月 当社取締役副会長 2015年 4 月 当社取締役会長（現任）		
取締役候補者の選任理由	原島保氏は、当社取締役会長を務め、企業経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しております。広範かつ高度な視野から経営全般の管理・監督者として期待できるため、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。		

候補者番号 2 はら しま 島 一 誠 いっ せい 再任 男性

生年月日	1978年 5 月22日生	所有する当社株式の数	380,710株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2005年 3 月 当社入社 2012年 2 月 当社菓子部長 2013年 5 月 当社管理本部長付部長 2013年 5 月 当社取締役管理本部長付部長 2013年12月 当社取締役営業本部長付部長 2014年 5 月 当社専務取締役営業本部長 2015年 4 月 当社代表取締役専務営業本部長 2020年 5 月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ホームデリカ代表取締役社長 株式会社ジョイテック代表取締役社長		
取締役候補者の選任理由	原島一誠氏は、当社代表取締役社長を務め、経営者として豊富な見識と実績を有しております。同氏は企業経営において適切な判断力、決断力を発揮しており、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。		

候補者番号

うえだひでお

3上田英雄

再任

男性

生年月日	1964年 1 月 24日生	所有する当社株式の数	11,100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1986年 4 月 当社入社 2003年 2 月 当社情報システム部長 2004年 5 月 当社執行役員情報システム部長 2006年 1 月 当社執行役員営業企画部長 2006年 5 月 当社取締役営業企画部長 2009年 2 月 当社取締役経営企画部長 2014年 5 月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長 2015年 7 月 当社常務取締役管理本部長 2020年 5 月 当社専務取締役コンプライアンス室長兼業務サポート部管掌兼法務担当 2021年 5 月 当社専務取締役コンプライアンス室長兼財務経理部・業務サポート部管掌兼法務担当 2023年 3 月 当社専務取締役コンプライアンス室長兼財務経理部・業務サポート部・サステナビリティ広報室管掌兼法務担当（現任）		
取締役候補者の選任理由	上田英雄氏は、経営企画部門の他、営業企画、情報システム部門の責任者を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。		

候補者番号 4 はら しま よう いち ろう
原 島 陽一郎

再任

男性

生年月日	1966年 7 月30日生	所有する当社株式の数	11,500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1990年 4 月 当社入社 2004年 1 月 当社ロジスティック部長 2004年 5 月 当社執行役員ロジスティック部長 2006年 5 月 当社取締役店舗運営部長 2007年 3 月 当社取締役販売運営部長 2009年 7 月 当社取締役生鮮統括兼食品管理室長 2012年 6 月 当社取締役商品部統括部長 2012年 8 月 当社取締役商品統括部長兼グロスアリー統括部長 2013年 3 月 当社取締役グロスアリー統括部長 2014年 5 月 当社取締役グロスアリー統括部長兼ベーカーリー部長 2014年11月 当社取締役グロスアリー統括部長兼ロジスティクス統括部長兼ベーカーリー部長 2017年 5 月 当社常務取締役グロスアリー統括部長兼ロジスティクス統括部長兼ベーカーリー部長 2020年 5 月 当社専務取締役グロスアリー統括部長兼ロジスティクス統括部長兼ベーカーリー部長 2021年 3 月 当社専務取締役ロジスティクス統括部長兼グロスアリー商品開発MD（現任）		
取締役候補者の選任理由	原島陽一郎氏は、営業部門全般の責任者を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。		

候補者番号 5 おお すぎ よし ひろ
大 杉 佳 弘

再任

男性

生年月日	1975年 3 月16日生	所有する当社株式の数	3,900株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1997年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社人事教育部長 2014年 5 月 当社執行役員人事教育部長 2015年 5 月 当社取締役人事教育部長 2020年 5 月 当社常務取締役人事教育部長（現任）		
取締役候補者の選任理由	大杉佳弘氏は、人事教育部門の責任者として、豊富な見識と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。		

候補者番号 うえ だ かん じ
6 上 田 寛 治 再任 男性

生年月日	1965年 3 月 5 日生	所有する当社株式の数	2,100株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2002年 5 月 当社入社 2005年 5 月 当社第一店舗開発部長 2007年 9 月 当社店舗開発部長 2016年 4 月 当社執行役員開発本部長兼店舗開発部長 2016年 5 月 当社取締役開発本部長兼店舗開発部長 2016年 9 月 当社取締役開発本部長 2020年 4 月 当社取締役開発本部長兼店舗開発部長 2020年 5 月 当社取締役開発統括部長兼店舗開発部長 2020年10月 当社取締役開発統括部長（現任）		
取締役候補者の選任理由	上田寛治氏は、店舗開発部門の責任者として、豊富な経験と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。		

候補者番号 はら だ ひろ ゆき
7 原 田 裕 幸 再任 男性

生年月日	1975年 9 月 6 日生	所有する当社株式の数	5,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1998年 4 月 当社入社 2012年 3 月 当社一般食品部長 2017年 3 月 当社青果部長 2017年 5 月 当社執行役員青果部長 2020年 5 月 当社取締役システム改革部長（現任）		
取締役候補者の選任理由	原田裕幸氏は、商品部門、作業改善部門の責任者を歴任し、豊富な見識と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者いたしました。		

候補者番号

8

おお

大

さく

作

みき

幹

お

夫

再任

男性

生年月日	1971年 1 月 2 日生	所有する当社株式の数	700株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2003年 7 月 当社入社 2013年10月 株式会社ジョイテック事業部長 2014年 5 月 同社取締役事業部長 2020年 5 月 当社青果部長 2024年 3 月 当社執行役員販売運営部長 2024年 5 月 当社取締役販売運営部長（現任）		
取締役候補者の選任理由	大作幹夫氏は、資材調達、商品部門、販売運営部門の責任者を歴任し、豊富な見識と実績を有しております。同氏の経験や見識が当社取締役として適任であると判断し取締役候補者といたしました。		

候補者番号

9

しば

柴

た

田

ゆう

祐

じ

司

新任

社外取締役候補者

独立役員

男性

生年月日	1956年 8 月 4 日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1979年 3 月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2006年 9 月 同社埼玉事業部長 2008年 5 月 同社GMS事業戦略チームリーダー 2010年 3 月 イオンリテール株式会社事業創造政策チームリーダー 2010年 5 月 イオン北海道株式会社取締役 2011年 5 月 同社代表取締役社長 2014年 5 月 イオン九州株式会社代表取締役社長 2022年 9 月 イオンウエルシア九州株式会社取締役 2024年 5 月 イオン九州株式会社取締役相談役（現任） （2025年 5 月退任予定）		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	柴田祐司氏は、イオン北海道株式会社、イオン九州株式会社及びイオンウエルシア九州株式会社において経営者として務め、豊富な実績と見識を有しているため、社外取締役候補者といたしました。同氏の実績や経験が、当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。		
独立性について	当社は柴田祐司氏を、本議案の承認可決を前提に、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。		
責任限定契約について	当社は柴田祐司氏が社外取締役に就任した場合、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。		

候補者番号

10

い 井

ざわ 澤

きょう

京

こ 子

再任

社外取締役候補者

独立役員

女性

生年月日	1962年10月16日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1989年 4 月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社パソナ）入社 1992年 1 月 日本包装機械株式会社入社 1998年 1 月 同社取締役 2003年 4 月 株式会社産業再生機構入社 2005年 9 月 衆議院議員当選 2010年 3 月 株式会社学生情報センター入社 2017年 4 月 日本包装機械株式会社入社常務取締役 2017年 8 月 同社代表取締役社長 2020年 4 月 株式会社ほほえみ入社 2020年 4 月 同社管理本部管理本部長 2021年 9 月 マキチエ株式会社入社 2022年 5 月 当社社外取締役（現任） 2023年 7 月 株式会社カクヤスグループ入社		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	井澤京子氏は、日本包装機械株式会社において経営者として務め、豊富な実績と見識を有しており、当社取締役会において、的確な提言・助言をいただいております。引き続き当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと判断し社外取締役候補者といいたしました。		
独立性について	当社は井澤京子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。		
責任限定契約について	当社と井澤京子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。		

候補者番号

11

うめ

梅

くに

國

とも

智

こ

子

再任

社外取締役候補者

独立役員

女性

生年月日	1970年 1 月 2 日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2004年 4 月 独立行政法人国立健康・栄養研究所特別研究員 2004年 4 月 共立女子短期大学生生活科学科非常勤講師 2005年 4 月 人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科専任講師 2005年 4 月 独立行政法人国立健康・栄養研究所客員研究員 2012年 4 月 人間総合科学大学大学院人間総合科学研究科専任講師 2014年 4 月 人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科准教授 2014年 4 月 人間総合科学大学大学院人間総合科学研究科准教授 2019年 4 月 人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科教授 2019年 4 月 人間総合科学大学大学院人間総合科学研究科教授 2019年 4 月 浦和大学こども学部こども学科非常勤講師 2022年 5 月 当社社外取締役（現任） 2023年 4 月 日本薬科大学薬学部医療ビジネス薬科学科非常勤講師（現任） 2024年 4 月 共立女子短期大学生生活科学科生活デザインコース非常勤講師（現任） 2025年 4 月 人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科学科長（現任） （重要な兼職の状況） 日本薬科大学薬学部医療ビジネス薬科学科非常勤講師 共立女子短期大学生生活科学科生活デザインコース非常勤講師 人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科学科長		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	梅國智子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり大学にて健康・栄養学の講師を務められた経験を持ち、食に対する豊富な知識を通して、当社取締役会において、的確な提言・助言をいただいております。引き続き当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと判断し社外取締役候補者いたしました。		
独立性について	当社は梅國智子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。		
責任限定契約について	当社と梅國智子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。		

生年月日	1976年 5 月20日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2001年 4 月 株式会社一条工務店入社 2006年 4 月 株式会社リクルートエージェント入社 2013年 5 月 Hamee株式会社常勤監査役 2018年 7 月 同社取締役みらい創造部、経理・財務部、経営推進部、IS戦略部、法務部、グループ経営推進部担当 2018年11月 同社取締役デザイン部、みらい創造部、経理・財務部、経営企画部、IS戦略部、法務部、グループ経営推進部担当 2021年 5 月 同社取締役人事広報部、経理・財務部、経営企画部、ICT推進部、事業支援部、テックブリッジ室担当兼執行役員人事広報部担当 2021年 5 月 一般財団法人八三財団を設立、代表理事（現任） 2022年 3 月 株式会社LIG社外取締役 2022年 5 月 当社社外取締役（現任） 2022年 6 月 17LIVE株式会社社外監査役（現任） 2022年11月 マイクロ波化学株式会社顧問 2023年 6 月 同社社外取締役監査等委員（現任） 2024年 3 月 株式会社LIG顧問（現任） (重要な兼職の状況) 一般財団法人八三財団代表理事 株式会社LIG顧問 17LIVE株式会社社外監査役 マイクロ波化学株式会社社外取締役監査等委員		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	齊藤修一氏は、Hamee株式会社において取締役兼執行役員として務められ、豊富な実績と見識を有しており、当社取締役会において、的確な提言・助言をいただいております。引き続き当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと判断し社外取締役候補者といいたしました。		
独立性について	当社は齊藤修一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。		
責任限定契約について	当社と齊藤修一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。		

候補者番号

13

おお

大

にし

西

ち

千

あき

晶

再任

社外取締役候補者

独立役員

女性

生年月日	1990年 2 月 9 日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2010年11月 株式会社プリロードを設立、代表取締役社長（現任） 2017年 1 月 日本農業株式会社を設立、代表取締役社長（現任） 2022年 5 月 当社社外取締役（現任） 2023年 2 月 一般社団法人日本農業を設立、代表理事（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社プリロード代表取締役社長 日本農業株式会社代表取締役社長 一般社団法人日本農業代表理事		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	大西千晶氏は、株式会社プリロード及び日本農業株式会社において経営者として務め、豊富な実績と見識を有しており、当社取締役会において、的確な提言・助言をいただいております。引き続き当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと判断し社外取締役候補者といたしました。		
独立性について	当社は、大西千晶氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員になる予定であります。		
責任限定契約について	当社と大西千晶氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。		

候補者番号 おう
14 王

れい
玲

新任 社外取締役候補者 独立役員 女性

生年月日	1992年12月30日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2015年 4 月 A.T.カーニー株式会社入社 2017年 3 月 株式会社リクルートホールディングス入社 2019年 4 月 株式会社ストライプデパートメント入社 2019年 8 月 株式会社ストライプインターナショナル入社 2020年 6 月 株式会社アダストリア入社 2022年 4 月 ファンファーレ株式会社入社 2022年 6 月 同社COO 2023年 6 月 株式会社サンマルクホールディングス社外取締役（現任） 2024年 3 月 株式会社MBSイノベーションドライブ入社（現任） 2024年 9 月 株式会社ひなたライフ取締役CSO（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社サンマルクホールディングス社外取締役 株式会社ひなたライフ取締役CSO		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割	王玲氏は、ファンファーレ株式会社COO及び株式会社ひなたライフ取締役CSOとして務め、豊富な実績と見識を有しているため、社外取締役候補者となりました。同氏の実績や経験が、当社社外取締役として、十分な役割を果たしていただけるものと期待しております。		
独立性について	当社は王玲氏を、本議案の承認可決を前提に、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。		
責任限定契約について	当社は王玲氏が社外取締役に就任した場合、社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。		

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係については、次のとおりであります。
(1)柴田祐司氏は、当社の大株主かつ業務提携先であるイオン株式会社に過去入社しており、2025年5月イオン株式会社顧問に就任予定となります。
(2)その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柴田祐司氏、井澤京子氏、梅國智子氏、齊藤修一氏、大西千晶氏、王玲氏は社外取締役候補者であります。
3. 井澤京子氏、梅國智子氏、齊藤修一氏、大西千晶氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年7月に更新をする予定であります。当社及び全ての子会社の役員、執行役員、重要な使用人、社外派遣役員、退任役員を当該保険契約の被保険者としており、被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償請求を受けることによって生じる損害については、当該保険契約により補填することとしております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合は、各氏は被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は、全額会社負担としております。

5. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。
6. 大西千晶氏の戸籍上の氏名は中原千晶であります。
7. 王玲氏の戸籍上の氏名は三木玲であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本総会において、第3号議案が原案通りに承認された場合の、取締役候補者である取締役の主たる経験分野・専門性は以下のとおりとなります。

候補者 番号	氏名	スキル・経験							
		企業 経営	営業・ マーケ ティン グ	出店戦 略・店 舗開発	人事・ 労務・ 人材開 発	財務・ 会計	法務・ コンプ ライア ンス	DX・ IT・デ ジタル	ESG・ サステ ナビリ ティ
1	原 島 保	○	○	○					
2	原 島 一 誠	○	○					○	
3	上 田 英 雄					○	○	○	
4	原 島 陽 一 郎		○			○			○
5	大 杉 佳 弘				○		○		○
6	上 田 寛 治			○					○
7	原 田 裕 幸		○		○				
8	大 作 幹 夫		○		○				○
9	柴 田 祐 司	○	○						
10	井 澤 京 子	○						○	
11	梅 國 智 子		○						○
12	齊 藤 修 一						○	○	○
13	大 西 千 晶	○	○						○
14	王 玲	○			○			○	

(注) 上記一覧表は、各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではなく、代表的と思われるスキル等のうち最大3つに○印をつけております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠の監査役候補者の選任方針と手続

補欠の監査役候補者の選任については、取締役の職務の執行の監査を適確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者を選任いたします。

補欠の監査役候補者の選任手続は、監査役会の同意を得た上で、取締役会において選任理由の説明及び審議を行い、候補者を決定するとともに、選任理由を開示いたします。

生年月日	1954年 1 月 31 日生	所有する当社株式の数	一株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1986年 4 月 弁護士登録、関井法律事務所にて勤務 1992年 3 月 萩原町田法律事務所開設、同所長 2005年10月 町田知啓法律事務所開設、同所長（現任） 2006年 4 月 埼玉弁護士会副会長 2007年 7 月 厚生労働省埼玉労働局公共調達監視委員会委員長（現任） 2018年 1 月 株式会社ファイブイズホーム社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ファイブイズホーム社外監査役		
補欠の社外監査役候補者の選任理由	町田知啓氏は、過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての経験に基づき、法律面を中心とした幅広い見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し補欠の社外監査役候補者といたしました。		
独立性について	当社は町田知啓氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。		
責任限定契約について	当社は町田知啓氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 町田知啓氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年7月に更新をする予定であります。当社及び全ての子会社の役員、執行役員、重要な使用人、社外派遣役員、退任役員を当該保険契約の被保険者としており、被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償請求を受けることによって生じる損害については、当該保険契約により補填することとしております。町田知啓氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は、全額会社負担としております。
 4. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

事業報告（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されます。しかしながら、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなり、先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、原材料価格や商品製造コストの高騰に伴う商品調達価格の上昇、物価上昇に伴う個人消費の持ち直しに足踏みがみられるなど、厳しい状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、スーパーマーケットとして地域社会の人々により充実した生活を提供すべく、「Better Quality & Lower Price」を掲げ、おいしく鮮度の良い商品の販売、価格訴求及びお客様に支持され信頼される店舗づくりを推進いたしました。

主な取り組みにつきましては、以下のとおりであります。

販売政策におきましては、ポイントカード販促や各種キャンペーンの実施、SNSを利用した情報の発信を行い、幅広い層のお客様への来店動機を高めてまいりました。ネットスーパー「ベルクお届けパック」、当社独自の電子マネーカード「ベルクペイ」は導入店舗を拡大し、利便性向上を図ってまいりました。また、移動スーパー「とくし丸」も拡大展開を続け、高齢者等に対する買物支援の取り組みを進めました。

商品政策におきましては、プライベートブランド「くらしにベルク kurabelc（クラベルク）」を含めた自社開発商品の取扱いをより一層拡大することで、目的を持ってお買い物に来ていただけるお客様を増やすことに貢献いたしました。

店舗運営におきましては、当社最大の特長である標準化された企業体制を基盤にしながら、適正な人員配置や省力器具の運用を日々見直し、チェーンオペレーションの効率を向上いたしました。

店舗投資におきましては、新店を7店舗、2024年3月に東京都練馬区に「練馬高松店」、4月に群馬県中之条町に「中之条店」、7月に東京都葛飾区に「葛飾高砂店」、9月に埼玉県白岡市に「白岡上野田店」、10月に群馬県みどり市に「フォルテ桐生市場店」、11月に埼玉県杉戸町に「杉戸下高野店」、2025年2月に埼玉県狭山市に「クルベ北入曽店」を出店いたしました。また、既存店6店舗の改装を実施し、惣菜及び簡便商品の拡充、快適なお買い物空間を提供するための設備の更新を行いました。2025年1月に千葉県市川市の「市川原本店」を閉店し、2025年2月末現在の店舗数はベルク141店舗、クルベ3店舗の計144店舗であります。

物流体制におきましては、商品を産地やメーカーから大量一括調達し、自社物流を活かした配送の高効率化等を行うことで、商品の価格強化と品質の安定化を目指しました。また、店舗作業に合わせた配送体制の見直しを引き続き行い、店舗運営の効率化に取り組みました。

一方、グループ会社である「株式会社ホームデリカ」は、製造能力の増強とおいしい商品の供給体制を構築し、商品力の強化を図ってまいりました。また、「株式会社ジョイテック」は、備品、消耗品及び販売用資材等の供給と開発等、当社グループのサービス業務の強化に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度における経営成績は、営業収益（売上高及び営業収入）が387,779百万円（前年比110.2％）、営業利益が17,011百万円（前年比117.4％）、経常利益が17,388百万円（前年比116.1％）、親会社株主に帰属する当期純利益が12,385百万円（前年比116.0％）となりました。

商品別販売状況

（単位：百万円）

区 分	第66期 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)		
	売上高	構成比	前年比
生 鮮 食 品	162,910	42.7 %	111.5 %
加 工 食 品	205,166	53.8	109.7
雑 貨	12,303	3.2	102.4
グ ロ サ リ ー ギ フ ト	1,059	0.3	102.7
合 計	381,440	100.0	110.2

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は21,372百万円であります。その主なものは、7店舗の新規開設、既存店舗の改装及び次期以降の新規店舗の先行投資等であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、公募増資、社債発行など特別な資金調達は行っておりません。

4. 対処すべき課題

次期における経営環境におきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。しかしながら、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなり、また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢等、先行き不透明な状況が続くと思われま。

このような状況の中で当社グループは、お客様に支持され信頼されるお店となるべく、購買頻度の高い商品群の価格強化を一層推進するとともに、自社ブランド「くらしにベルク kurabelc（クラベルク）」や直輸入商品の取扱い等を拡大し、商品力強化及び売場の活性化を図ってまいります。

販売政策におきましては、ポイントカード販促及びチラシ価格の強化、各種キャンペーンの実施や自社決済サービスの拡充により、お客様の来店動機を高め、こだわり商品の訴求、品切れの削減及び接客レベルの向上を引き続き行うことで、固定客化を図ってまいります。

店舗運営におきましては、標準化の徹底及び効率的なチェーンオペレーションを強化し、また、業務内容及び設備等の見直しを図り、新たな店舗モデルの構築等を通じて、販売管理費の削減を推進してまいります。また、従業員教育の充実を図り、商品力の強化及びサービスレベルの向上に取り組んでまいります。

店舗投資におきましては、当社グループの強みである標準化を維持しつつ、茨城県つくば市に開業いたしました「フォルテつくば店」をはじめとする7店舗の新規出店を計画しております。

物流体制におきましては、様々なコスト増に対応すべく、さらなる配送の効率化、店舗への納品時間短縮を目指してまいります。

グループ会社におきましては、「株式会社ホームデリカ」は、おいしい自社開発商品の製造及び管理体制の充実を図り、きめ細かい商品供給と商品力の強化、店舗作業の軽減及び利益貢献を行ってまいります。また、新たに第三工場の新設を予定しており、商品供給体制の増強を図ってまいります。「株式会社ジョイテック」は、備品、消耗品及び販売用資材等の供給と開発等、当社グループのサービス業務の強化に取り組んでまいります。

また、新たにグループ化した「株式会社マルイチ水産LTD」は、商品の原料調達の安定化を目的に、グループ一体となり、サプライチェーン構築に向けて取り組んでまいります。

これらの施策により、企業体質、財務体質の一層の強化と業績向上、また、地域社会への貢献に努力していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご声援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年6月に株式会社マルイチ水産LTD（青森県八戸市）の全ての発行済株式を取得し、同社を完全子会社（非連結）としております。

9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第63期 (2022年2月期)	第64期 (2023年2月期)	第65期 (2024年2月期)	第66期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
営 業 収 益 (百万円)	300,268	310,826	351,856	387,779
経 常 利 益 (百万円)	13,885	14,297	14,972	17,388
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	9,187	9,614	10,677	12,385
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	440.30	461.02	512.25	594.16
総 資 産 (百万円)	153,214	169,306	184,363	200,717
純 資 産 (百万円)	83,650	91,304	99,965	109,920

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第64期の期首から適用しており、第64期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

10. 主要な事業内容

当社グループは、スーパーマーケット事業を主な事業の内容としております。

11. 主要な事業所

2025年2月28日現在

会社名		区分	事業所名・所在地
当 社	株式会社 ベルク	本社	埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番
		第1センター	埼玉県大里郡寄居町大字用土5459番地
		第2センター	埼玉県児玉郡美里町大字猪俣1082番地
		第3センター	千葉県市川市塩浜1丁目7-2
		リサイクルセンター	埼玉県大里郡寄居町大字用土5473番地1
		トレーニングセンター	埼玉県大里郡寄居町大字用土5454番地3
		営業店舗	埼玉県82店舗、千葉県22店舗、群馬県20店舗、東京都9店舗、神奈川県7店舗、栃木県2店舗、茨城県2店舗（合計144店舗）
子 会 社	株式会社 ホームデリカ	本社・第一工場	埼玉県大里郡寄居町大字用土5449番地1
		第二工場	埼玉県児玉郡美里町大字猪俣1026番地
	株式会社 ジョイテック	本社	埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番

12. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,752 名	162 名増	33.7 歳	9.4 年

(注) 従業員数は正社員数を記載しており、臨時従業員数は含まれておりません。なお、臨時従業員の第66期中平均人員は7,832名（ただし1日8時間換算による）であります。

13. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ホームデリカ	10百万円	100%	惣菜を中心とした加工食品の製造
株式会社ジョイテック	10百万円	100%	包装資材及び消耗品等の販売、清掃業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社武蔵野銀行	9,544
株式会社三井住友銀行	9,374
株式会社三菱UFJ銀行	5,053
株式会社埼玉りそな銀行	3,226
株式会社常陽銀行	1,714

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

1. 発行可能株式総数 50,000,000株
2. 発行済株式の総数 20,866,428株 (自己株式1,372株を除く。)
3. 株主数 11,129名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
イ オ ン 株 式 会 社	株 3,131,000	% 15.00
株 式 会 社 I H	1,864,400	8.93
株 式 会 社 T H	1,401,400	6.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,322,900	6.34
有 限 会 社 ヘ イ セ イ カ ン パ ニ ー	1,083,000	5.19
株 式 会 社 し ま む ら	877,900	4.21
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	681,463	3.27
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	677,200	3.25
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	525,200	2.52
ベ ル ク 社 員 持 株 会	522,344	2.50

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,372株) を控除して計算しております。
2. 役員報酬 B I P 信託口が保有する当社株式20千株は、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算において控除する自己株式に含めておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除く。) を対象とし、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、当期中に退任した取締役1名 (社外取締役を除く。) に対し、職務執行の対価として、797株を交付しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	原 島 保	
代 表 取 締 役 社 長	原 島 一 誠	株式会社ホームデリカ代表取締役社長 株式会社ジョイテック代表取締役社長
専 務 取 締 役	上 田 英 雄	コ ン プ ラ イ ア ン ス 室 長 兼 財 務 経 理 部 ・ 業 務 サ ポ ー ト 部 ・ サステナビリティ広報室管掌兼法務担当
専 務 取 締 役	原 島 陽 一 郎	ロジスティクス統括部長兼グロサリー商品開発MD
常 務 取 締 役	大 杉 佳 弘	人 事 教 育 部 長
取 締 役	上 田 寛 治	開 発 統 括 部 長
取 締 役	原 田 裕 幸	シ ス テ ム 改 革 部 長
取 締 役	大 作 幹 夫	販 売 運 営 部 長
取 締 役	久 木 邦 彦	イ オ ン 株 式 会 社 顧 問 株 式 会 社 サ ン デ ー 取 締 役 株式会社メディカルー光グループ監査役
取 締 役	松 下 香 織	株式会社K&Lコンサルティング代表取締役社長 大 成 温 調 株 式 会 社 社 外 取 締 役 ティ・エス テック株式会社社外取締役
取 締 役	井 澤 京 子	
取 締 役	梅 國 智 子	人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科教授 日本薬科大学薬学部医療ビジネス薬科学科非常勤講師 共立女子短期大学生活科学科生活デザインコース非常勤講師
取 締 役	齊 藤 修 一	一 般 財 団 法 人 八 三 財 団 代 表 理 事 株 式 会 社 L I G 顧 問 17LIVE 株 式 会 社 社 外 監 査 役 マイクロ波化学株式会社社外取締役監査等委員
取 締 役	大 西 千 晶	株式会社プリローダ代表取締役社長 日本農業株式会社代表取締役社長 一 般 社 団 法 人 日 本 農 業 代 表 理 事
常 勤 監 査 役	杉 村 茂	
監 査 役	徳 永 眞 澄	弁 護 士
監 査 役	野 村 文 雄	公 認 会 計 士

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

- (1) 大作幹夫氏は、2024年5月23日開催の第65期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
- (2) 中村光宏氏は、2024年5月23日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
2. 当事業年度末日後の異動は、次のとおりであります。
重要な兼職の変更

氏名	変更後	変更前	変更年月日
梅 國 智 子	人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科学科長 日本薬科大学薬学部医療ビジネス薬科学科非常勤講師 共立女子短期大学生生活科学科生活デザインコース非常勤講師	人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科教授 日本薬科大学薬学部医療ビジネス薬科学科非常勤講師 共立女子短期大学生生活科学科生活デザインコース非常勤講師	2025年4月1日

3. 取締役のうち、久木邦彦、松下香織、井澤京子、梅國智子、齊藤修一、大西千晶の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査役杉村茂、徳永眞澄、野村文雄の各氏は、社外監査役であります。
5. 取締役久木邦彦、松下香織、井澤京子、梅國智子、齊藤修一、大西千晶、監査役杉村茂、徳永眞澄、野村文雄の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 監査役野村文雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 大西千晶氏の戸籍上の氏名は中原千晶です。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と久木邦彦氏、松下香織氏、井澤京子氏、梅國智子氏、齊藤修一氏、大西千晶氏の各社外取締役、杉村茂氏、徳永眞澄氏、野村文雄氏の各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社及びすべての子会社の役員、執行役員、重要な使用人、社外派遣役員、退任役員を当該保険契約の被保険者としており、被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償請求を受けることによって生じる損害については、当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額会社負担としております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等		
		基本報酬	賞与	株式報酬等 (非金銭報酬等)	
取締役 (うち社外取締役)	290 (26)	161 (26)	92 (一)	35 (一)	14 (5)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	20 (20)	— (一)	— (一)	3 (3)
合計	310	182	92	35	17

- (注) 1. 上記員数、基本報酬及び報酬等の総額には、2024年5月23日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等の賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
3. 非金銭報酬等の額は、当事業年度に係る株式給付引当金繰入額を記載しております。
4. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額が含まれておりません。
5. 上記支給人員には、無報酬の取締役は含まれておりません。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。当事業年度の、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2024年3月25日開催の指名・報酬委員会による答申に基づき、取締役会にて確認いたしました。その内容は、株主総会が決定する総額の限度内において、会社の経営成績及び各取締役の職責の内容に応じた業績の評価等を勘案し、相当と思われる額とすることとしております。

(2) 決定方針の内容の概要

当社取締役の金銭報酬等の額は、2022年5月26日開催の株主総会において年額500百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。なお、報酬額には使用人兼務役員の使用人分給与を含んでおりません。

株式報酬につきましては、当該金銭報酬とは別枠で、2022年5月26日開催の株主総会において、拠出金額の限度を3年間で150百万円と決議しております。本制度の対象となる当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。なお、本制度につきましては、2025年4月21日開催の取締役会にて信託期間を延長

し、金銭の追加拠出を決議しております。

当社監査役の金銭報酬の額は、1990年7月30日開催の株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

当社の取締役の報酬は、金銭報酬及び非金銭報酬により構成しております。金銭報酬は、月例固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与により構成し、役位、職務内容及び貢献度を勘案し決定しております。非金銭報酬は、取締役の退任後に支給する株式報酬とし、役位及び業績目標の達成度等に応じて毎事業年度に一定のポイント数を付与し、取締役退任後に累積ポイント数に相当する当社株式の交付及び当社株式の換価処分相当額の金銭を支給するとしております。ただし、社外取締役及び監査役は、月例固定報酬としての基本報酬のみとしております。

報酬の額及び種類別の割合は、外部専門機関の調査情報を参考に、会社の規模及び業界平均等の水準を踏まえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系としております。

業績連動報酬としての役員賞与は、毎事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、当社の重要な経営指標である連結経常利益率の達成の度合いに応じて算出された賞与として、毎年一定の時期に支給しております。なお、当事業年度における連結経常利益率の実績は4.6%でありました。

株式報酬は、毎年一定の時期にあらかじめ定められた「固定ポイント」及び「業績連動ポイント」を付与しております。「業績連動ポイント」は付与した事業年度を含み、3事業年度経過後に、当社の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じることで0%～120%の範囲内で変動いたします。取締役の退任後、当該取締役の在任期間中に付与された「固定ポイント」及び「業績連動ポイント」の累積ポイント数に応じて当社株式等の交付等を行うこととしております。なお、当事業年度における連結経常利益率の実績は4.6%でありました。

当社は役員報酬の額等の決定方針に関与する指名・報酬委員会等を設置しており、報酬の配分につきましては、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、指名・報酬委員会に諮問し、各役員の役位、職務内容及び貢献度を勘案し算定しております。その決定につきましては、取締役分については取締役会で決定し、監査役分については監査役で協議決定しております。

(3)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長原島一誠がその権限を有し、取締役会において報酬等の決定方針と決定方法の説明を行うこととしております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

当事業年度における、報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容につきましては、2024年3月25日開催の指名・報酬委員会が原案について検討を行っており、取締役会において、各取締役に対する具体的な月額報酬の金額の決定については、代表取締役社長に一任する旨を確認しており、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容
取 締 役	久 木 邦 彦	イオン株式会社	顧問
		株式会社サンデー	取締役
		株式会社メディカルー光グループ	監査役
取 締 役	松 下 香 織	株式会社K&Lコンサルティング	代表取締役社長
		大成温調株式会社	社外取締役
		テイ・エス テック株式会社	社外取締役
取 締 役	梅 國 智 子	人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科	教授
		日本薬科大学薬学部医療ビジネス薬科学科	非常勤講師
		共立女子短期大学生活科学科生活デザインコース	非常勤講師
取 締 役	齊 藤 修 一	一般財団法人八三財団	代表理事
		株式会社LIG	顧問
		17LIVE株式会社	社外監査役
		マイクロ波化学株式会社	社外取締役監査等委員
取 締 役	大 西 千 晶	株式会社プリロード	代表取締役社長
		日本農業株式会社	代表取締役社長
		一般社団法人日本農業	代表理事

(注) 1. イオン株式会社は、当社の株式15.00%を保有しており、当社とは業務・資本提携関係にあります。
 なお、当社は同社グループとの間に商品仕入等の取引関係があります。

2. 当社と上記以外の他の法人等との間に重要な取引その他の関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況ならびに 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	久 木 邦 彦	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、流通業界における豊富な経験と幅広い経営情報に基づいた発言を行っております。取締役会において積極的にご発言いただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。
取 締 役	松 下 香 織	当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席し、IT及び人材開発における豊富な経験と幅広い経営情報に基づいた発言を行っております。取締役会において積極的にご発言いただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。
取 締 役	井 澤 京 子	当事業年度開催の取締役会15回のうち12回に出席し、様々な業界における豊富な経験と幅広い経営情報に基づいた発言を行っております。取締役会において積極的にご発言いただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。
取 締 役	梅 國 智 子	当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席し、健康・栄養学における豊富な知識に基づいた発言を行っております。取締役会において積極的にご発言いただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。
取 締 役	齊 藤 修 一	当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席し、管理部門全般における豊富な経験と幅広い経営情報に基づいた発言を行っております。取締役会において積極的にご発言いただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。
取 締 役	大 西 千 晶	当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席し、食における豊富な経験と幅広い経営情報に基づいた発言を行っております。取締役会において積極的にご発言いただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいております。

区 分	氏 名	主な活動状況ならびに 期待される役割に関して行った職務の概要
監 査 役	杉 村 茂	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会13回のうち全てに出席し、流通業界における豊富な実績と専門的見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。
監 査 役	徳 永 眞 澄	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会13回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監 査 役	野 村 文 雄	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回及び監査役会13回のうち全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 27百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 27百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会は、監査役全員の同意により、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は執行機関の見解を考慮の上、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

4. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。

ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)

・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

(3) 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結は行っておりません。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、グループ全体の役員、従業員が守るべき行動規範として「ベルク行動基準」を定める。また、「商売六訓」を倫理規範とする。
- b. 取締役は、すべての職務の執行において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守ならびに資産の保全を図るため、内部統制に係る体制の整備を行わなければならない。
- c. 取締役は、内部統制の運用に係る有効性が確保されるように、継続してその有効性の評価を行わなければならない。有効性の評価にあたっては、内部監査部門である監査室を設置し、職務執行全般における継続的監視活動を行う。また、コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守に係る体制の整備、継続的監視活動を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社及び当社グループの将来生み出す収益に対して影響を与えられとされる事象発生の不確実性を予測し、認識したリスクに迅速かつ的確に対応するためリスク管理規程を策定し、リスク管理委員会を設置する。
- b. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、コンプライアンス委員会にて決め事の策定、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、決め事の作成・配布を行う。
- c. 監査室にて、各店舗及び本社の各部署、グループ会社を定期的に監査することにより、また、本社に「お客さまサービス係」を設置し、お客様からのご意見を直接本社で受けることにより、リスクの所在を早期に発見し、経営トップに報告する体制をとる。
- d. 会社経営に重要な影響を及ぼすと考えられるものだけでなく、各店舗で発生した苦情、トラブルについても経営トップに報告することとし、全社的な対応を実施することにより、リスクの回避に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し実行する。
 - b. 月次業績は、ＩＴ活用により迅速に報告され、予算との対比で要因分析及び対策を検討し、実行計画については、社長を議長とした週１回のクロスミーティング及び月１回の合同会議で策定し、業務を効率よく実行する。
 - c. 取締役会を毎月１回開催し、重要事項の意思決定を機動的に行うと共に、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - d. 取締役の任期を１年とすると共に、執行役員制を導入することにより、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化する。
 - e. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び執行手続きの詳細について定める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. コンプライアンス委員会を設置し、社員の具体的行動規範を定めた「ベルク行動基準」「コンプライアンスガイド」を作成し、また、「商売六訓」を倫理規範とし、全取締役、全従業員を対象に、リスク管理の重要性、法令及び企業倫理の遵守について周知徹底を図る。
 - b. 監査室は、一般業務における従業員の活動及び制度を公正な立場で評価、指摘し、コンプライアンスの指導にあたる。
 - c. 法令及びコンプライアンスに関わる諸問題については、顧問契約を結んだ複数の弁護士により随時アドバイスを受け入れられる体制をとる。
 - d. 内部通報制度である「従業員情報ダイヤル」を設置し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。
- ⑥ 当該株式会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社のグループ各社は、当社の法令遵守・リスク管理の体制に適応し、業務の適正を確保する。
 - b. 当社のグループ会社に関する管理は「関係会社管理規程」に基づきグループ会社を管理する体制とし、グループ会社の経営内容を的確に把握するため重要な事項については取締役会に報告をする体制をとる。
 - c. 当社の監査室が「内部監査規程」に基づき、定期的に業務監査を実施すると共に、当社本社の管理担当部門が横断的に指導し、業務の適正化を推進する。
 - d. それぞれの企業に監査役及び管理責任者を任命し、内部統制に関する責任と権限を与える。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役と協議して、遅滞なく監査役の下に使用人を配置することができるものとする。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の下に配置された使用人は代表取締役、取締役及び当社の使用人から独立し、監査役及び監査役会の指揮命令のみに従い、その職務の遂行にあたる。

また、独立性を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等については、監査役会の事前の承認を必要とする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a. 監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会等の重要な会議のメンバーとして参加し、取締役などから報告を受けるとともに、意見を述べることができる。

b. 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は監査役に対し、次に定める事項を報告することとする。

ア. 毎月の経営状況として重要な事項

イ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

ウ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

エ. 重大な法令・定款違反

オ. 社内通報システムの通報状況及びその内容

カ. その他コンプライアンス上の重要な事項

キ. 重要会議議事録、稟議書の回付義務付け

⑩ 上記⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

a. 通報者に、不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

b. 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に報告をする。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

a. 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門より、当該費用又は債務を処理する。

⑫ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は、必要な都度、代表取締役社長ならびに各業務執行取締役、監査法人と意見交換会を開催する。

b. 前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

c. 監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士・会計士等を招聘し、監査業務に関する助言等を受け入れる機会を保障する。

d. 監査役は、監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

⑬ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び当社グループは金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っていくものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。

- a. 経営者は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
- b. 取締役会は、経営者の内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか経営者を監視、監督する。
- c. 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
- d. 監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者ならびに取締役会に提唱する。

⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、社会的責任及び企業防衛の観点から、社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力及び団体については、取引を含め一切関係を持たず、断固たる態度で不当な圧力には屈しないことを事業活動の基本とする。

- a. 当社及び当社グループは、反社会的勢力排除に向け、「金を出さない」、「利用しない」、「恐れない」を原則に、毅然とした態度で対応することとし、その徹底を図る。統括対応部署は、社内への指導、外部の専門機関との連携、情報の収集にあたりとともに、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時には、警察当局と緊密な連携のもと対応する。
- b. 当社は、埼玉企業暴力防止対策協議会の加盟企業の一員として、以下の宣言を行っている。
 - ア. 不法不当な要求行為に対しては、断固としてこれを拒否する。
 - イ. 株主権の行使に関しては、財産上の利益を供与しない。
 - ウ. 法と企業倫理を守り、社会的責任を全うする。
- c. 「ベルク行動基準」に基本的考え方を明記しており、役員及び従業員に対して、社内文書や社内報による周知だけでなく、取締役会をはじめ各会議においても適宜注意の喚起を行っている。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

社員の具体的行動規範を定めた「ベルク行動基準」「コンプライアンスガイド」を作成し、また、「商売六訓」を倫理規範とし、社内研修等を通して、全取締役、全従業員を対象にリスク管理の重要性、法令及び企業倫理の遵守について周知徹底を図りました。

また、内部通報制度である「従業員情報ダイヤル」及び「社外通報窓口」にて、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努めており、その運用・通報状況について定期的に取締役会にて報告を行いました。

② 損失の危険の管理に関する取組み

環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理委員会を開催し、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会にて決め事の策定、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、決め事の作成・配布を行いました。

また、本社に設置された「お客さまサービス係」にてお客様からのご意見を直接本社で受けることにより、リスクの所在を早期に発見し、経営トップへの報告を行いました。

③ 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

当社は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行いました。

また、社長を議長とした週1回のクロスミーティング及び月1回の合同会議にて業務実行計画を策定し、業務を効率よく実行いたしました。

④ 監査の実効性の確保に関する取組み

当社は、監査役会を原則として月1回開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行いました。

また、当社代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で情報交換等の連携を図りました。

(注) 本事業報告の記載金額については表示単位未満の端数は切り捨て、比率の表示桁数未満は四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	40,017
現金及び預金	17,833
売掛金	5,304
商品及び製品	10,889
原材料及び貯蔵品	452
その他	5,537
固定資産	160,699
有形固定資産	138,207
建物及び構築物	78,725
機械装置及び運搬具	2,272
工具、器具及び備品	5,893
土地	46,706
リース資産	124
建設仮勘定	4,484
無形固定資産	2,367
借地権	638
ソフトウェア	1,348
その他	380
投資その他の資産	20,124
投資有価証券	157
退職給付に係る資産	135
繰延税金資産	2,939
差入保証金	10,849
その他	6,048
貸倒引当金	△5
資産合計	200,717

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	49,205
買掛金	25,109
1年内償還予定の社債	214
1年内返済予定の長期借入金	7,931
リース債務	74
未払法人税等	3,106
契約負債	2,374
賞与引当金	1,462
役員賞与引当金	92
その他	8,839
固定負債	41,592
社債	1,928
長期借入金	26,520
リース債務	98
役員株式給付引当金	95
預り保証金	5,511
資産除去債務	6,890
その他	547
負債合計	90,797
純資産の部	
株主資本	109,851
資本金	3,912
資本剰余金	4,102
利益剰余金	101,950
自己株式	△114
その他の包括利益累計額	69
その他有価証券評価差額金	38
退職給付に係る調整累計額	30
純資産合計	109,920
負債及び純資産合計	200,717

連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
〔営業収益〕		[387,779]
売上高		381,440
売上原価		278,359
売上総利益		103,080
営業収入		6,338
営業総利益		109,419
販売費及び一般管理費		92,408
営業利益		17,011
営業外収益		
受取利息及び配当金	57	
受取事務手数料	102	
補助金収入	160	
受取退店違約金	0	
その他	262	582
営業外費用		
支払利息	164	
社債利息	8	
その他	32	205
経常利益		17,388
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	294	
店舗閉鎖損失	18	314
税金等調整前当期純利益		17,074
法人税、住民税及び事業税	4,867	
法人税等調整額	△178	4,688
当期純利益		12,385
親会社株主に帰属する当期純利益		12,385

連結株主資本等変動計算書（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年3月1日残高	3,912	4,102	91,985	△118	99,882
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,420		△2,420
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,385		12,385
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				4	4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	9,965	3	9,969
2025年2月28日残高	3,912	4,102	101,950	△114	109,851

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2024年3月1日残高	22	60	83	99,965
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,420
親会社株主に帰属する 当期純利益				12,385
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	16	△30	△13	△13
連結会計年度中の変動額合計	16	△30	△13	9,955
2025年2月28日残高	38	30	69	109,920

(ご参考)
連結キャッシュ・フロー計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	17,074
減価償却費	7,594
賞与引当金の増減額 (△は減少)	186
契約負債の増減額 (△は減少)	1,749
支払利息	164
固定資産除却損	294
売上債権の増減額 (△は増加)	△136
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,912
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,900
利息の支払額	△146
法人税等の支払額	△3,935
その他	△144
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,690
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△17,814
有形固定資産の除却による支出	△159
無形固定資産の取得による支出	△467
差入保証金の差入による支出	△3,534
差入保証金の回収による収入	329
預り保証金の受入による収入	602
預り保証金の返還による支出	△421
その他	△252
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,719
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	11,199
長期借入金返済による支出	△8,445
社債の償還による支出	△428
配当金の支払額	△2,419
その他	△72
財務活動によるキャッシュ・フロー	△165
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	805
現金及び現金同等物の期首残高	17,028
現金及び現金同等物の期末残高	17,833

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称 株式会社ホームデリカ

株式会社ジョイテック

(2)非連結会社の数 1 社

非連結子会社の名称 株式会社マルイチ水産LTD

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産の合計額、売上高の合計額、当期純損益の合計額および利益剰余金の合計額は、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 2 社

非連結子会社の名称 株式会社マルイチ水産LTD

関連会社の名称 株式会社村田運輸

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日（2月28日）と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（グロサリー）	………	売価還元原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
商品（生鮮・その他）	………	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
原材料	………	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
貯蔵品	………	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	………	定額法 (リース資産を除く)
--------	-----	-------------------

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～38年
機械装置及び運搬具	12年～17年
工具、器具及び備品	4年～10年

無形固定資産	………	定額法 (リース資産を除く)
--------	-----	-------------------

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産	………	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
-------	-----	--

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用	………	定額法
--------	-----	-----

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。
役員株式給付引当金	役員株式報酬規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①商品の販売に係る収益認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット各店における顧客への商品の販売によるものであり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社グループが代理人に該当する取引（消化仕入取引）に係る収益については、対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

②ポイント制度に係る収益認識

当社はカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しております。会員の購入金額に応じて付与するポイントについて、将来の失効見込み等を考慮して独立販売価格に配分したうえで履行義務を識別し、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③自社電子マネーに係る収益認識

当社は独自の電子マネーを発行しております。電子マネーの残高を履行義務として識別し、使用された時点で収益を認識しております。電子マネーの未使用分については、有効期限の到来により顧客が権利を失効した時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

1. 当連結会計年度計上額

有形固定資産 138,207百万円

減損損失 一百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングし、各店舗の本社費等配賦後営業損益が2期連続してマイナス、店舗における主要な資産である土地の市場価格の著しい下落、退店の意思決定をした場合等に減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候があると判断した店舗における減損損失の認識の判定については、各店舗の割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が各店舗の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。また、回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額により算定しており、そのうち、使用価値は、店舗別事業計画から算出した将来キャッシュ・フローに基づき算定しております。

各店舗の割引前将来キャッシュ・フローの算定に当たっては、会計上の見積りににおける重要な仮定として、店舗を取り巻く競争環境や営業施策を考慮した売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費の将来予測が含まれております。そのため、これらの見積りににおける重要な仮定は、不確実性を伴うことから、翌連結会計年度の連結計算書類等において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

(追加情報)

(役員報酬 B I P 信託)

当社は、2022年5月26日開催の第63期定時株主総会において、取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。)を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託 (以下「本制度」という。) の導入を決議いたしました。

なお、本制度につきましては、2025年4月21日開催の取締役会にて信託期間を延長し、金銭の追加拠出を決議しております。

1. 取引の概要

本制度は、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付及び給付する制度であります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度110百万円、20千株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	1,294百万円
土地	2,114百万円
計	3,408百万円

同上に対する債務の額

長期借入金	3,720百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 63,634百万円

3. 保証債務

一部の賃借物件の保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額	1,229百万円
------------	----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
普通株式 (株)	20,867,800	－	－	20,867,800

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
普通株式 (株)	22,619	53	797	21,875

(注) 1 当連結会計年度末の自己株式には、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式が20,503株含まれております。

2 (変動事由の概要)

自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

自己株式の減少は、役員報酬 B I P 信託の売却による減少であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 5月23日 定時株主総会	普通株式	1,210	58.00	2024年 2月29日	2024年 5月24日
2024年 10月10日 取締役会	普通株式	1,210	58.00	2024年 8月31日	2024年 11月1日

(注) 1 2024年5月23日定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2 2024年10月10日取締役会による配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 5月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,293	62.00	2025年 2月28日	2025年 5月23日

(注) 配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期で安全性の高い預金等に限定しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達し、店舗等の設備投資に必要な資金は、銀行借入、社債又はリース取引により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、すべて短期の回収期日であり、そのほとんどが顧客のキャッシュレス決済等による売上代金の未収入金であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗不動産の賃借に伴い差し入れたものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金は、2ヶ月以内の支払期日であり、また、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。このうちの一部は変動金利の借入金であり金利の変動リスクに晒されております。

預り保証金は、当社の店舗に入居するテナントから預け入れられたものであります。

これらの債務は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクにつきましては、市場金利の動向を継続的に把握しその抑制に努めており、必要に応じて固定金利の長期借入金を調達することにより対応することとしております。

③資金調達に係る流動リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、財務部門が適時に資金計画を作成・更新することなどにより十分な手元流動性を確保しております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	147	147	—
(2) 差入保証金	10,849	9,565	△1,283
資産計	10,996	9,713	△1,283
(1) 長期借入金	34,452	33,982	△469
負債計	34,452	33,982	△469

(注) 1 「現金及び預金」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,833	—	—	—
差入保証金	676	1,452	1,288	7,432
合計	18,509	1,452	1,288	7,432

(注) 4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	7,931	7,790	6,824	5,493	3,640	2,771
合計	7,931	7,790	6,824	5,493	3,640	2,771

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	147	—	—	147
資産計	147	—	—	147

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	9,565	—	9,565
資産計	—	9,565	—	9,565
長期借入金	—	33,982	—	33,982
負債計	—	33,982	—	33,982

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、償還金の合計額を残存期間に対応する国債の利回り等を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当社グループは、スーパーマーケット事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

商品販売	381,440百万円
その他	2,179百万円
顧客との契約から生じる収益	383,620百万円
その他の収益	4,159百万円
外部顧客への営業収益	387,779百万円

2. 収益を理解する基礎となる情報

当社グループは、食料品を中心に販売するスーパーマーケットを営んでおります。

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット各店における顧客への商品の販売によるものであり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。商品の販売代金は現金、キャッシュレス決済等により、概ね1ヶ月以内に受領しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

契約負債（期首残高）	624百万円
契約負債（期末残高）	2,374百万円

契約負債は、主に顧客への商品販売時に付与するポイントに関する負債及び当社が発行した電子マネーのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。ポイントは顧客がポイントを使用した際に、また、電子マネーは顧客が残高を使用した際に収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、624百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

自社発行電子マネーに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は、当連結会計年度末において1,716百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、電子マネーが使用されるにつれて今後1年から5年の間で収益を認識することを見込んでいます。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額 5,272円99銭

2. 1 株当たり当期純利益 594円16銭

1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 12,385百万円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る親会社株主に帰属
する当期純利益 12,385百万円

普通株式の期中平均株式数 20,845,684株

(注) 役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式を、「1 株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度20千株)。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	37,357
現金及び預金	15,183
売掛金	5,322
リース投資資産	85
商品	10,894
貯蔵品	291
前渡金	186
前払費用	783
未収入金	4,504
その他	106
固定資産	159,898
有形固定資産	136,805
建物	70,451
構築物	7,813
機械及び装置	1,186
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	6,046
土地	46,706
リース資産	406
建設仮勘定	4,185
無形固定資産	2,352
借地権	638
ソフトウェア	1,334
その他	379
投資その他の資産	20,741
投資有価証券	147
関係会社株式	117
長期貸付金	420
関係会社長期貸付金	700
長期前払費用	3,421
前払年金費用	87
繰延税金資産	2,850
差入保証金	10,846
その他	2,155
貸倒引当金	△5
資産合計	197,256

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	49,430
買掛金	25,653
1年内償還予定の社債	214
1年内返済予定の長期借入金	7,931
リース債務	94
未払金	1,293
未払法人税等	2,973
未払消費税等	1,240
未払費用	4,743
前受金	963
契約負債	2,374
預り金	435
賞与引当金	1,420
役員賞与引当金	92
その他	0
固定負債	44,186
社債	1,928
長期借入金	26,520
関係会社長期借入金	2,300
リース債務	392
役員株式給付引当金	95
預り保証金	5,511
資産除去債務	6,890
その他	547
負債合計	93,616
純資産の部	
株主資本	103,600
資本金	3,912
資本剰余金	4,102
資本準備金	4,102
利益剰余金	95,699
利益準備金	111
その他利益剰余金	95,587
別途積立金	60,300
繰越利益剰余金	35,287
自己株式	△114
評価・換算差額等	39
その他有価証券評価差額金	39
純資産合計	103,639
負債及び純資産合計	197,256

損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
〔営業収益〕	[387,940]	
売上高	381,430	
売上原価	278,933	
売上総利益	102,497	
営業収入	6,510	
営業総利益	109,007	
販売費及び一般管理費	92,795	
営業利益	16,211	
営業外収益		
受取利息及び配当金	56	
受取事務手数料	106	
補助金収入	145	
受取退店違約金	0	
その他	216	524
営業外費用		
支払利息	172	
社債利息	8	
その他	32	213
経常利益	16,522	
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	295	
店舗閉鎖損失	18	315
税引前当期純利益	16,207	
法人税、住民税及び事業税	4,616	
法人税等調整額	△231	4,384
当期純利益	11,823	

株主資本等変動計算書（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
2024年3月1日残高	3,912	4,102	4,102	111	56,300	29,884	86,296	△118	94,193
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立					4,000	△4,000	－		－
剰余金の配当						△2,420	△2,420		△2,420
当期純利益						11,823	11,823		11,823
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分								4	4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	4,000	5,402	9,402	3	9,406
2025年2月28日残高	3,912	4,102	4,102	111	60,300	35,287	95,699	△114	103,600

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年3月1日残高	22	22	94,215
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△2,420
当期純利益			11,823
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16	16	16
事業年度中の変動額合計	16	16	9,423
2025年2月28日残高	39	39	103,639

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（グロスラリー）……………売価還元原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品（生鮮・その他）……………最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8 年 ～ 38 年

構築物 10 年 ～ 35 年

機械及び装置 12 年 ～ 17 年

車両運搬具 4 年 ～ 6 年

工具、器具及び備品 4 年 ～ 10 年

無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっており
ます。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開
始日が2009年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借
取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績
率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を
検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負
担額を計上しております。

役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における
支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務
及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末まで
の期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっており
ます。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間
以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しておりま
す。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残
存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した
額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員株式給付引当金……………役員株式報酬規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、
当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しておりま
す。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット各店における顧客への商品の販売によるものであり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社が代理人に該当する取引（消化仕入取引）に係る収益については、対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(2) ポイント制度に係る収益認識

当社はカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しております。会員の購入金額に応じて付与するポイントについて、将来の失効見込み等を考慮して独立販売価格に配分したうえで履行義務を識別し、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(3) 自社電子マネーに係る収益認識

当社は独自の電子マネーを発行しております。電子マネーの残高を履行義務として識別し、使用された時点で収益を認識しております。電子マネーの未使用分については、有効期限の到来により顧客が権利を失効した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

1. 当事業年度計上額

有形固定資産 136,805百万円

減損損失 一百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(役員報酬B I P信託)

当社は、2022年5月26日開催の第63期定時株主総会において、取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。)を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬B I P (Board Incentive Plan)信託（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。

なお、本制度につきましては、2025年4月21日開催の取締役会にて信託期間を延長し、金銭の追加拠出を決議しております。

1. 取引の概要

本制度は、欧米の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度と同様に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付及び給付する制度であります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度110百万円、20千株であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	1,294百万円
土地	2,114百万円
計	3,408百万円

同上に対する債務の額

長期借入金	3,720百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

62,969百万円

3. 保証債務

一部の賃借物件の保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額	1,229百万円
------------	----------

4. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	221百万円
--------	--------

短期金銭債務	2,139百万円
--------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	18,142百万円
------------	-----------

営業取引以外の取引による取引高	1,436百万円
-----------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	22,619	53	797	21,875

(注) 1 当事業年度末の自己株式には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式が20,503株含まれております。

2 (変動事由の概要)

自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

自己株式の減少は、役員報酬B I P信託の売却による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	2,101百万円
賞与引当金	433百万円
減損損失	313百万円
減価償却超過額	301百万円
借地権	298百万円
未払事業税	212百万円
契約負債	200百万円
前受金	147百万円
未払社会保険料	72百万円
未払役員退職慰労金	70百万円
その他	155百万円
繰延税金資産合計	4,306百万円

繰延税金負債

資産除去費用	△1,352百万円
差入保証金	△59百万円
前払年金費用	△26百万円
その他有価証券評価差額金	△17百万円
繰延税金負債合計	△1,455百万円
繰延税金資産の純額	2,850百万円

2. 決算日後の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2027年3月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の30.5%から31.4%に変更される見込みであります。

この変更による影響は、軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)ジョイ テック	埼玉県 鶴ヶ島市	10	販売用資 材、店 舗 備 品 及 び 消 耗 品 等 販 売、 清 掃業務	(所有) 直接所有 100	資 金 の 借 入、販売用 資材、店舗 備品及び消 耗品等の購 入、清掃業 務の委託等	資金の 借入	—	関係会社 長期 借入金	2,300

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
法人主要 株主の 子会社	イオンフ ィナンシ ャルサー ビス(株)	東京都 千代田区	45,698	金融 サービス業	—	クレジット 業務委託等	クレジット 債権の 譲渡等	80,963	売掛金	1,856

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場相場を勘案し決定しております。

上記取引は、当社と関連を有しない他の事業者と同様の取引条件によっております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 4,971円68銭

2. 1株当たり当期純利益 567円19銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益 11,823百万円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る当期純利益 11,823百万円

普通株式の期中平均株式数 20,845,684株

(注) 役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度20千株)。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社 ベ ル フ
取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 島 川 行 正 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベルフの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベルフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月17日

株式会社 ベ ル フ
取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 哲 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 島 川 行 正 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベルフの2024年3月1日から2025年2月28日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②内部監査については、事前に監査室より監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について月次監査報告書を閲覧し、必要に応じて説明を受けました。
 - ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、取締役から「取締役業務執行確認書」の提出を求め、調査しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月21日

株式会社 ベ ル ク 監査役会

常勤監査役 杉 村 茂 ㊟

監 査 役 徳 永 眞 澄 ㊟

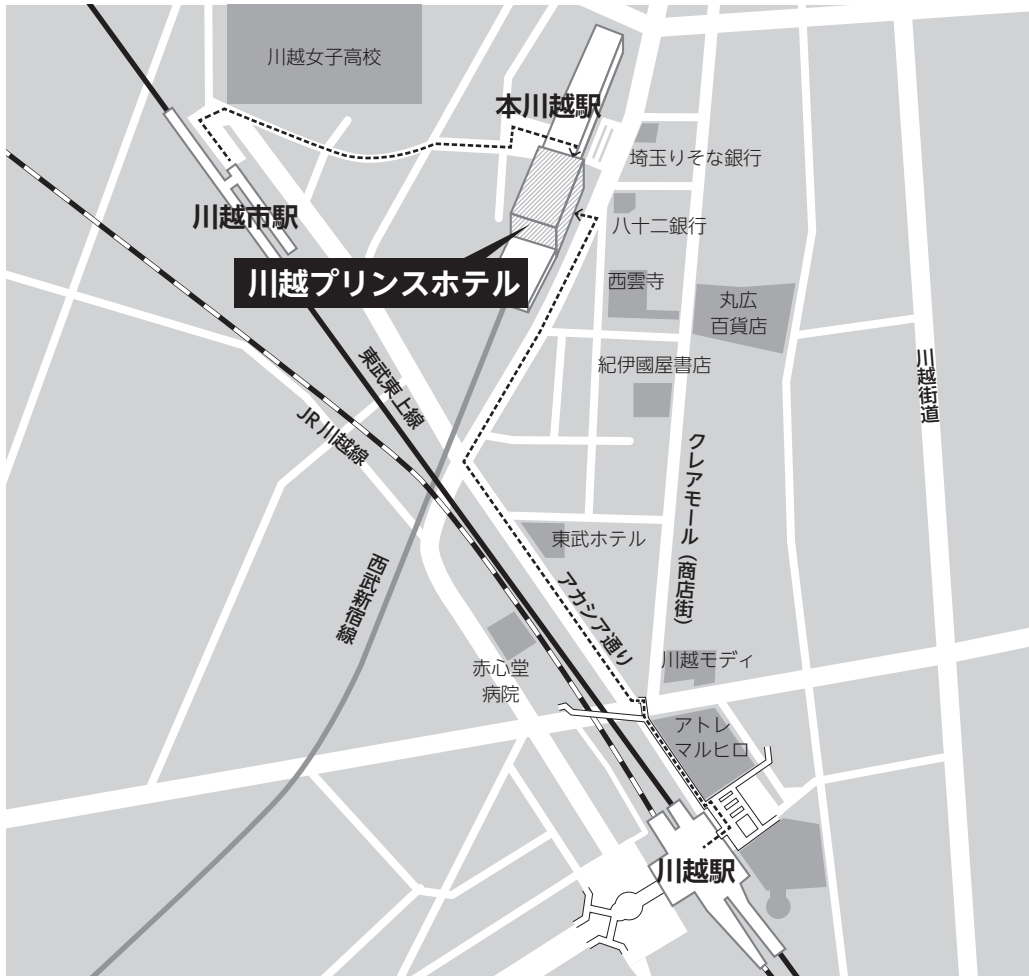
監 査 役 野 村 文 雄 ㊟

(注) 常勤監査役杉村茂、監査役徳永眞澄、監査役野村文雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県川越市新富町1-22
川越プリンスホテル
3階 マリーゴールド
電 話 049-227-1111



交通のご案内

西武新宿線

「本川越駅」直結

直結

東武東上線

「川越市駅」 徒歩約7分

徒歩約7分

J R 川越線
東武東上線

「川越駅」 徒歩約10分

徒歩約10分